

安芸太田町物品等に係る競争入札等指名除外要領を次のように定める。

平成28年6月1日

安芸太田町長 小坂 眞 治

安芸太田町物品等に係る競争入札等指名除外要領

1 趣旨

この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項第及び第167条の11第2項の規定により、あらかじめ町長が定めた物品等に係る入札参加資格の認定を受けている者（以下「資格者」という。）に対する指名除外の措置等に関し、必要な事項を定める。

2 指名除外

町長は、資格者が別表第1各号の措置要件のいずれかに該当するときは、その資格者を指名除外するものとする。

3 参加の制限の対象

この要領において対象とする契約は、次に係るもの（以下「物品等」という。）とする。

ア 物品の購入、修繕、借受け

イ 役務の提供等（建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務並びにアを除く委託業務又は役務の提供をいう。）

4 一般競争入札への参加の制限

安芸太田町財務規則（平成16年規則第42号）第2条第7号に定める契約担当職員（以下同じ。）は、物品等に係る一般競争入札を行う時は、当該入札の公告日から入札日までの間のいずれの日においても指名除外を受けていないことを当該入札に参加するための要件としなければならない。

入札前において、現に当該入札に参加する資格があると確認している資格者を町長が指名除外したときは、当該資格者に係る当該入札に参加資格の確認を取り消すものとする。

5 指名競争入札への参加の制限

契約担当職員は、物品等に係る指名競争入札において、指名除外の期間中の資格者を指名してはならない。開札前において、現に指名している資格者を町長が指名除外したときは、当該資格者の指名を取り消すものとする。

6 随意契約の相手方の制限

契約担当職員は、指名除外の期間中の者を物品等に係る随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約を履行できると認められる者が1者のみで、その者と直ちに契約を締結する必要がある場合等これにより難しい場合については、この限りでない。

7 指名除外の期間

- (1) 指名除外（別表第1第19号の措置要件に係る者を除く。）の期間は、別表第1各号（別表第1第19号を除く。）及び別表第2各号の規定に従って、36か月以内の範囲で町長が定める。
- (2) 指名除外の期間の始期は、その指名除外を決定した日以降の日とする。

8 下請負人等に関する指名除外

- (1) 町長は、第2項の規定により指名除外をする場合において、その指名除外の事由について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、元請負人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人も併せて指名除外するものとする。
- (2) 町長は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）で掲げる中小企業団体について指名除外するときは、その原因となる行為を行った中小企業団体の組合員も併せて指名除外するものとする。

9 指名除外の解除

町長は、指名除外の期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、その資格者の指名除外を解除するものとする。

10 指名除外に該当する資格者の発生等の報告

- (1) 契約担当職員は、資格者が別表第1各号の措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく、町長に報告するものとする。
- (2) 町長は、その指名除外に関し必要があると認めるときは、契約担当職員に対し、当該資格者へ事情聴取等をさせることができるものとする。

11 指名除外等の決定

町長は、前項の報告及び事情聴取等に基づき、指名除外又はその期間の変更若しくはその解除（以下「指名除外等」という。）を決定するものとする。

12 指名除外等の決定通知

- (1) 町長は、指名除外等を決定したときは、遅滞なく当該資格者に対し、その旨を通知するものとする。
- (2) 契約担当職員は、前号の通知をする場合において、その指名除外等の理由が町との契約に係るものであるときは、必要に応じ当該資格者から、改善措置の報告を徴するものとする。
- (3) 町長は、指名除外を行わなかった場合において、必要に応じ当該資格者に対して、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

13 下請の禁止

契約担当職員は、物品等に係る契約に関して、指名除外の期間中の者が下請けすることを承認してはならない。

14 指名除外の継承

指名除外の期間中に当該指名除外措置を受けた資格者が第三者の資格者等と会社合併した場合又は営業譲渡等により第三者の資格者等に営業が受け継がれた場合は、当該指名除外措置を受けた資格者に係る指名除外の期間及び第4項、第5項及び第6項の規定は、営業を受け継いだ第三者の資格者等に継承させるものとする。

15 指名除外期間の繰越適用

- (1) 指名除外の期間が、当該入札参加資格の有効期間を超え、当事者が次回の入札参加資格の認定を受けたときは、引き続き適用するものとする。
- (2) 資格者となる前に行った行為が、別表第1各号の措置要件のいずれかに該当したと認められるときは、判明した時点において、指名除外等を決定するものとする。

16 その他

この要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

別表第 1

措置要件	期間
<p>(故意又は重過失による粗雑な履行)</p> <p>1 町発注の契約の履行において、故意又は重過失により履行を粗雑にし、又は仕様書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	2 か月以上12か月以内
<p>(入札妨害)</p> <p>2 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき((2)の場合を除く。)</p> <p>(2) 町の入札に関し、(1)に掲げる者が入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>(1) 4か月以上24か月以内</p> <p>(2) 12か月以上36か月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>3 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 町の入札に関し、(1)に掲げる者が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 町の入札に関し、談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、第1号に掲げる者が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>(1) 6か月以上24か月以内</p> <p>(2) 12か月以上36か月以内</p> <p>(3) 12か月以上36か月以内</p>
<p>(契約妨害)</p> <p>4 町発注の契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>	12か月以内
<p>(監督・検査妨害)</p> <p>5 町発注の契約における監督又は検査の実施に当たり、それを行う職員の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>	6か月以上12か月以内
<p>(虚偽記載)</p> <p>6 町の入札において、入札参加資格確認申請書等の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	2か月以上6か月以内
<p>(過失による粗雑な履行)</p> <p>7 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 町発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(2) (1)の場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 1か月以上3か月以内</p> <p>(2) 1か月以上6か月以内</p>

<p>(契約違反)</p> <p>8 他の号に掲げる場合のほか、町発注の契約の履行に当たり、正当な理由なく履行を遅延する等、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上4か月以内</p>
<p>(公衆損害及び関係者事故)</p> <p>9 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 町発注の契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 町発注の契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(3) 町発注の契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(4) 町発注の契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 2か月以上6か月以内</p> <p>(2) 1か月以上3か月以内</p> <p>(3) 1か月以上4か月以内</p> <p>(4) 2週間以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>10 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 次に掲げる者が本町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で代表役員等以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 資格者の使用人で一般役員等以外の者(以下「使用人」という。)</p> <p>(2) 次に掲げる者が、町以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>ア 8か月以上36か月以内</p> <p>イ 6か月以上27か月以内</p> <p>ウ 4か月以上18か月以内</p> <p>ア 2か月以上6か月以内</p> <p>イ 1か月以上3か月以内</p> <p>ウ 1か月以上2か月以内</p>
<p>(契約不成立)</p> <p>11 町の入札において落札者となりながら、契約を締結しなかったとき。</p>	<p>3か月以上9か月以内</p>

<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>12 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 代表役員等若しくは一般役員等が、集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(6) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、業務に関し暴力行為を行ったと認められるとき。</p>	<p>(1) 12か月以上36か月以内</p> <p>(2) 10か月以上30か月以内</p> <p>(3) 8か月以上24か月以内</p> <p>(4) 8か月以上24か月以内</p> <p>(5) 6か月以上18か月以内</p> <p>(6) 1か月以上18か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>13 次のいずれかに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき((2)から(6)までの場合を除く。)</p> <p>(2) 町発注の契約において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき((3)、(5)及び(6)の場合を除く。)</p> <p>(3) 町の入札に関し、談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにも関わらず、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反していたとき((6)の場合を除く。)</p>	<p>(1) 4か月以上24か月以内</p> <p>(2) 12か月以上36か月以内</p> <p>(3) 12か月以上36か月以内</p> <p>(4) 6か月以上24か月以内</p> <p>(5) 12か月以上36か月以内</p> <p>(6) 12か月以上36か月以内</p>

<p>(4) 資格者の業務について独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき((5)及び(6)の場合を除く。)</p> <p>(5) 町発注の契約において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき((6)の場合を除く。)</p> <p>(6) 町の入札に関し、談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該資格者が当該談合を行っていないとの契約書を提出したにも関わらず、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p>	
<p>(業務に関する法令違反)</p> <p>14 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 他の号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 他の号に掲げる場合のほか、町発注の契約を履行する際に、法令に違反し、資格者である使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>(1) 1か月以上9か月以内</p> <p>(2) 1か月以上9か月以内</p>
<p>(営業停止)</p> <p>15 資格者が法律の規定に基づく営業停止の処分を受けたとき。</p>	<p>処分の事実を知った日から1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>16 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(代理人等の禁止)</p> <p>18 この要領に基づく指名除外の期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(営業不振)</p> <p>19 営業不振のため、不渡手当を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。</p>	<p>事実を知った日から別に通知する日まで</p>

<p>(談合関連行為)</p> <p>20 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(談合調査に対する虚偽報告)</p> <p>21 事情聴取等において、事実と反する説明を行い、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から3か月以上9か月以内</p>
<p>(外部からの働きかけ等)</p> <p>22 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、本町の職員に対して不当な働きかけを行い、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(契約解除)</p> <p>23 町発注の契約において、正当な理由がないのに契約を履行しない等契約に違反したため、町が契約を解除したとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内</p>

別表第 2

措置要件	期間
1 資格者が、一の事案により別表第 1 各号の措置要件の二以上に該当するとき。	それぞれの措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名除外の期間の短期及び長期とする。
2 指名除外の期間中又は期間満了後 1 年を経過するまでの間に、別表第 1 各号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。	指名除外の期間の短期は、別表第 1 各号に定める短期の 2 倍（前回の指名除外の期間が 1 か月に満たないときは 1.5 倍）の期間とする。
3 別表第 1 第 2 号、第 3 号又は第 13 号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後 5 年を経過するまでの間に、同表第 2 号、第 3 号又は第 13 号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。	同上
4 別表第 1 第 10 号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後 5 年を経過するまでの間に、同号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。	同上
5 指名除外期間中に、別表第 1 号各号の措置要件に該当することとなったとき。	新たに該当する措置要件について、指名除外すべき期間から現に行っている指名除外期間との重複期間の 2 分の 1 の日数を控除した期間を加算する。
6 資格者について、情報酌量すべき特別の事由があるため、別表第 1 各号、本表第 2 号及び第 3 号の規定による短期未満の指名除外の期間を定める必要があるとき。	指名除外の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。
7 別表第 1 第 2 号、第 3 号、第 13 号又は第 20 号に該当することとなった資格者が、事情聴取において談合等の事実を申告していたとき。	別表第 1 第 2 号、第 3 号、第 13 号又は第 20 号の規定に関わらず、指名除外の期間を短縮することができる。
8 資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第 1 各号及び本表第 1 号の規定による長期を超える指名除外の期間を定める必要があるとき。	指名除外の期間を当該長期の 2 倍まで、延長することができる。
9 指名除外の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったとき。	別表第 1 各号及び前各号に定める期間の範囲内で、指名除外の期間を変更することができる。